

P T A 委員選出について

◆本部役員について◆

- ・ 会長（1名）、副会長（2名）、書記（2～3名）、会計（2名）
- ・ 会計監査（2名）
- ・ 任期は2年
- ・ 本部役員及び会計監査を務めた方には、お子さんの人数によらず永久免除権が取得できます。（永久免除権・・・今後、本部および常置委員を永久に免除される権利）
- ・ 2学期に本部を希望されるかのお手紙を全家庭に配布いたします。ご希望の方はご提出ください。

◆常置委員について◆

- ・ 学級委員、文化委員、広報委員、地区委員の4つからなります。
- ・ 任期は1年
- ・ 希望者多数の場合は選出会にて、決定となります。
 1. 1児童につき1回、上のお子さん分から委員をしてください。
 2. お子さんの人数分、委員をすることになります。
 3. 選出会に来られない場合、代理はご家族のみ可。ご友人は不可。
 4. 基本、抽選に参加できる委員は1つとします。定員割れの委員があった場合、案内に従ってください。
 5. 新1年生の保護者の方は、入学式の日に出出を行いますが、上のお子さんと委員をまだされていない場合は後日の選出会にご参加下さい。
 6. 5で、学級、文化、広報委員の抽選に外れた場合、後日の地区委員抽選会には出席できません。
- ・ 抽選会を経ても定員割れがあった場合は、欠席者の中から本部にて決定させていただきます。（欠席者・・・欠席および委任状提出者または委任状未提出者）

◆常置委員 正副委員長について◆

- ・任期は1年
- ・第1子目でお子さんが新1年生の方は、正副委員長免除となります。(立候補可)
- ・正副委員長の経験者および1児童で常置委員2回目の方は、正副委員長永久免除となります。
- ・過去に正副委員長の経験者は、優先権が1回使用できます。
3学期に優先権を使用されるかのお手紙を全家庭に配布しますので、ご希望の方はご提出ください。
(優先権・・・ご都合のよい次の機会に希望委員を優先的に選べる権利)
- ・優先権使用の際、他の方と希望が重なる場合があります。
選出されなかった場合、優先権は次の機会にお使いください。

以上